

6. 行政運営

地域課題が複雑化・多様化するなか、その課題解決に当たってはまちづくりにかかわる各主体がこれまで以上に力を合わせて取り組む必要があることから、市は市民・事業者等の力が最大限発揮され、自治のまちづくりが推進されるよう、また、必要な行政サービスが持続的に提供されるよう、安定した財政基盤や組織体制などを構築していくことが重要です。

ここでは、そのための取組の方向性を「行政運営の視点」として設定するとともに、組織としてのリスク管理やマネジメントの仕組みの見える化に向けた「内部統制の推進」、また、「都市間連携による行政サービスの質の向上」についてまとめています。

(1) 行政運営の視点

市民ニーズに応じた行政サービスの提供などによりセーフティネット機能を果たしつつ、本市において自治のまちづくりが推進されるよう、「協働」、「人材育成・組織体制」、「行財政」の視点から、市の経営資源の強化に取り組めます。

《行政運営の3つの視点など》

1 【協働】ともにまちづくりを進めるために		
1-1	市民の市政参画と情報の共有・発信	(1) より透明で開かれた市政運営
		(2) 市政への参画の推進
		(3) より戦略的・効果的なシティプロモーションの推進
1-2	さらなる協働のまちづくりの推進	(1) 協働のまちづくりに向けた環境の整備
		(2) さらなる協働の推進に向けた職員の育成
2 【人材育成・組織体制】行政運営の実効力を高めていくために		
2-1	職員の資質向上とワーク・ライフ・バランスの実現	(1) キャリアマネジメントの視点を踏まえた人材の育成
		(2) ワーク・ライフ・バランスの実現
2-2	本市DXの推進と最適な業務執行体制の構築	(1) 本市DXの推進
		(2) 最適な業務執行体制の構築
3 【行財政】市民生活を支え続けるために		
3-1	安定的な財政運営の推進	(1) 予算編成における収支均衡の維持
		(2) 公債費の低減を図るための将来負担の抑制
		(3) 基金残高の確保及び弾力的な活用
3-2	公平・公正な負担に向けた債権管理の適正化	(1) 「尼崎市債権管理条例」にもとづく適正な権限行使の徹底
		(2) 市税など強制徴収債権の取組
		(3) 非強制徴収債権（非強制徴収公債権及び私債権）の取組
3-3	公共施設マネジメントの着実な推進	(1) 「量の最適化」に向けた施設の再編
		(2) 「質の最適化」に向けた予防保全による施設の質の向上と長寿命化
		(3) 「運営コストなどの最適化」に向けた効率的・効果的な運営

行政運営 1-1 市民の市政参画と情報の共有・発信

1 取組項目

(1) より透明で開かれた市政運営

市が保有している情報をわかりやすく保存・公開・発信し、市民が使いやすい形で共有します。

(2) 市政への参画の推進

政策形成段階における市民の市政参画の推進と政策提言機会のさらなる充実を図ります。

(3) より戦略的・効果的なシティプロモーションの推進

都市イメージの向上に向けた戦略的・効果的なシティプロモーションに取り組みます。

2 現状と課題

【現状（成果）】

● 情報公開に向けた取組の推進

「尼崎市情報公開条例」にもとづく公文書の開示や、公共データを活用しやすい形で公開するなど、行政が保有する情報の積極的な公開を進め、必要な情報がわかりやすく的確に伝わるよう情報の共有化に取り組んできました。

● 公文書の適正管理と歴史的公文書の利用促進

現在及び将来の市民に対する説明責任を果たせるよう、公文書の作成及び適正な管理の義務化や歴史的公文書の利用請求権などについて規定した「尼崎市公文書の管理等に関する条例」を制定しました。

● 市政への参画の促進

複雑化・多様化する地域課題や市民ニーズに応じた効果的な施策を展開するため、まちづくり提案箱や市民意見聴取プロセスを実施するなど、市民が気軽にまちづくりに参画ができる機会づくりや、政策提言の受け皿となる制度運用に取り組んできました。また、市民との合意形成を図るため、市民参画手法の多様化に取り組んでいます。

● 尼崎版シティプロモーションの推進

まちへの誇りと愛着を高め、「交流人口」、「活動人口」、「定住人口」を増やしていくため、まちの魅力向上や課題解決の取組と、それらを定住・転入促進情報発信サイト「尼ノ國」や本市の魅力の詰まった冊子などさまざまな広報媒体で戦略的・効果的に発信する取組を一体的に行う尼崎版シティプロモーションを推進しています。

【主な課題】

◆ 効果的な情報共有への取組

個人情報などの保護を前提とした上で、行政が保有する情報をよりわかりやすく発信し、関心を持ってもらえるよう、情報化の進展に合わせた仕組みづくりを行うとともに、市民・事業者等が保有するまちづくりに関する情報についても、必要な人が必要な時にアクセスできるような共有化に取り組むことが課題です。

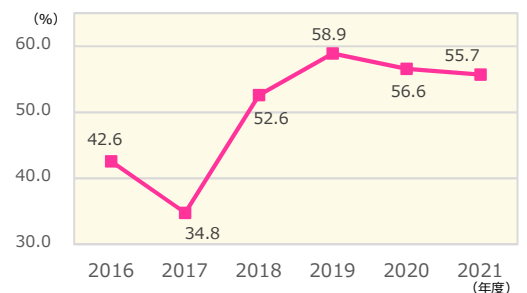
◆ 政策提言機会のさらなる充実

まちづくりに参画しようとする市民の意見をしっかり受けとめ、市政に反映させていくためには、職員の意識醸成や施策の特性に応じて効果的に市民の意見を聴くことが課題です。また、より積極的に学びの機会を充実するとともに、市民とのより丁寧な合意形成に向けて、さまざまな施策分野における政策形成プロセスの事例を共有し、より良い市政運営につなげる必要があります。

◆ 都市イメージの向上に向けた情報発信

他都市にはない尼崎ならではの魅力を高め、その魅力がより伝わりやすい広報媒体で発信するなど、引き続き魅力の創造と発信を一体的に進める必要があります。

「まちのイメージが良くなった」と感じている市民の割合の推移



(資料) 市民意識調査

3 主な関連計画

■ 分野別マスタープラン

協働のまちづくりの基本方向（きょう DO ガイドライン）（平成 25 年度～）

■ その他の関連計画

・尼崎版シティプロモーション推進指針

1 取組項目

(1) 協働のまちづくりに向けた環境の整備

協働のまちづくりに向けて、地域発意の取組が広がる環境整備や地域を支える体制の充実に取り組めます。

(2) さらなる協働の推進に向けた職員の育成

コーディネータ力・コミュニケーション力向上に向けた研修の実施などによる職員の資質向上に努め、地域との信頼関係を築きながらまちづくりに取り組めます。

2 現状と課題

【現状（成果）】

● 市民提案制度など協働による取組の推進

まちの課題が複雑化・多様化し、行政または民間だけの取組では、事業効果を得にくくなっているなか、市民・事業者等・行政が互いの強みを発揮し、弱みを補いあう協働の取組が、まちづくりには重要です。協働の取組の推進のため、市民・事業者等のアイデアを行政とともに実現する市民提案制度の運用や、協働契約の導入による協働しやすい環境の整備、パートナーシップを重視した指定管理者制度の運用などの取組を推進しています。



● 地域とともにある職員づくりの取組

協働のまちづくりを推進するためには、職員が市民とともに考え、行動することで必要な姿勢や能力を身につけ、まちづくりにかかわる主体の間に立つ「つなぎ役」を担うことが重要です。これまで「尼崎市自治のまちづくり条例」の理念の具体化に向けて、それぞれの主体の持つ力がより発揮される基盤を築いていく「地域振興体制の再構築」に取り組んでおり、その1つの柱として、「地域とともにある職員づくり」を掲げ、職員の意識改革や能力形成に取り組んできました。

【主な課題】

◆ 庁内連携のさらなる強化

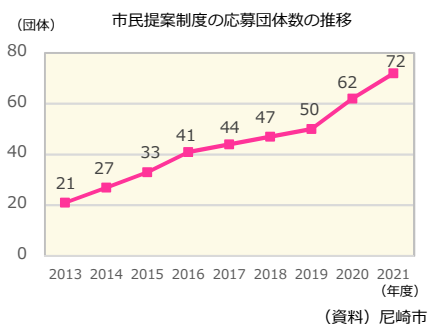
市全体の取組やその方向性を職員間で共有し、複合的な社会課題に対応するため、職員が部門間の交流を積極的にできる機会づくりや、職員間ネットワーク形成など、組織内のさらなる連携の推進が課題です。

◆ パートナーシップの向上

市民提案制度や指定管理者制度などの各種協働施策を通じて、まちづくりにかかわる主体とのパートナーシップの向上をより意識しながら、各制度がより効果的に活用されるよう定着させていく必要があります。

◆ 職員の意識改革への取組の継続

市民・事業者等とともにまちづくりを進めていくには、「地域とともにある職員づくり」を継続し、まちづくりにかかわる主体が協力してまちづくりを推進できるよう、職員の一層の意識改革や能力形成が必要です。



3 主な関連計画

■ 分野別マスタープラン

協働のまちづくりの基本方向（きょう DO ガイドライン）（平成 25 年度～）

尼崎市人材育成基本方針（はたらきガイド）（令和元年度～令和 5 年度）

行政運営 2-1 職員の資質向上とワーク・ライフ・バランスの実現

1 取組項目

(1) キャリアマネジメントの視点を踏まえた人材の育成

職員が自ら考え、変化を恐れず挑戦し、また、成長し続けながら専門性の高い業務に取り組めるよう、人事評価制度の効果的な運用や、各種研修の充実に取り組むことにより、職員の資質向上を図ります。

(2) ワーク・ライフ・バランスの実現

職員一人ひとりがやりがいや充実感を持って仕事に取り組むとともに、社会貢献や自己啓発・育児・介護などに取り組めるよう職員の意識改革や環境の整備を図ります。

2 現状と課題

【現状（成果）】

● 「尼崎市人材育成基本方針（はたらきガイド）」の策定

社会の急激な変化を踏まえ、職員一人ひとりがめざすべき職員の姿を理解し、自らが果たすべき役割や必要な能力を認識し、主体的な成長に努めることが重要です。本市では、「尼崎市人材育成基本方針（はたらきガイド）」を策定し、研修や人事評価などの仕組みを運用しながら、職員の育成を図っています。



● 「尼崎市特定事業主行動計画」の策定

すべての職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた「尼崎市特定事業主行動計画」を策定し、職員一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できるための環境整備、職場全体で子育てや介護を行う職員を支えることのできる風土づくりなどの取組を進めています。また、「職員パラレルキャリア応援制度」を創設し、社会・地域貢献につながる職務以外の活動を支援しています。

【主な課題】

◆ コンプライアンスなどの向上

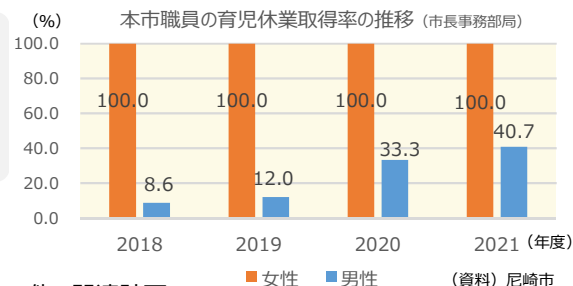
公務員として必要な人権意識やコンプライアンス、法務能力などの向上や、そのための研修など学習機会の確保による知識の底上げを図っていくことが重要です。

◆ キャリアマネジメントの視点を持った人材育成

組織として職員のキャリアをどのように形成していくのかといった、キャリアマネジメントの視点を持って、市政全般の知識を有するゼネラリストや、さまざまな専門分野のスペシャリストをバランス良く育成していくことが重要です。また職員一人ひとりがビジョン（展望）を持ち、自身の経験を学びとして今後のキャリア形成につなげるといった、主体的な姿勢が重要です。

◆ 職員の意識改革

すべての職員がライフスタイルやライフステージに応じた形で、ワーク・ライフ・バランスを実現し、さまざまな分野で活躍できるようにするためには、職員の意識改革や環境の整備を図ることが重要です。



3 主な関連計画

■ 分野別マスタープラン

尼崎市人材育成基本方針（はたらきガイド）（令和元年度～令和5年度）

尼崎市特定事業主行動計画（令和2年度～令和6年度）

■ その他の関連計画

・障害者活躍推進計画

行政運営 2-2 本市 DX の推進と最適な業務執行体制の構築

1 取組項目

(1) 本市 DX の推進

デジタル化を通じた業務の見直しなどにより、市民の利便性や市民満足度の向上に向けて取り組めます。

(2) 最適な業務執行体制の構築

職員の改革意識を醸成し、デジタル化やアウトソーシングなどを推進することにより、時代とともに多様化する市民ニーズに応じたサービスの提供に取り組めます。

2 現状と課題

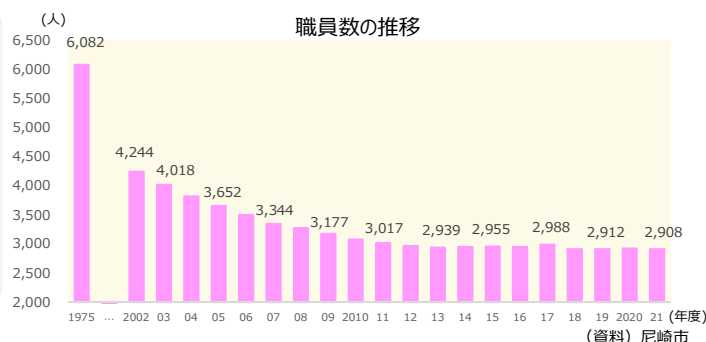
【現状（成果）】

● デジタル化の推進に向けた計画の策定

デジタル化に係る情勢を的確に捉え、ICT やデータの効率的・効果的な利活用を市政運営につなげていくことを目的として「官民データ活用推進計画」を策定するとともに、オンライン申請の拡充やワンストップサービスの実現など、業務の見直しについて方向性を定めた「行政手続等デジタル化推進計画」を策定し、市民サービスなどのデジタル化に向けた取組を進めています。

● 業務の効率化・ICT 化に向けた取組

本市の財政状況や人口減少を踏まえ、引き続き限られた職員数での市民サービスなどの提供が求められています。そうした状況から、AI や RPA などの情報技術を活用する気運やデータ活用の重要性が高まっており、本市においても RPA など事務改善ツールの活用などにより業務の効率化に取り組んでいます。



【主な課題】

◆ デジタル化などを通じた業務改善・住民利便性の向上

安定的な行政サービスの推進に向け、業務改善や ICT 化などによるさらなる業務総量の削減や、アウトソーシングなどにより担い手の見直しを行った業務の評価・検証を通じた質の確保に加え、行政手続オンライン化やキャッシュレス納付などにより、住民利便性の向上を図ることが重要です。また、ワンストップサービスなどの実現に有効なマイナンバーカードについては、利便性の向上や、周知を通じた普及率の向上が課題となっています。

◆ システムの標準化とクラウド化の推進

市民・事業者等のデータを安全に保管し、継続的にサービスを提供することが重要です。また、住民記録や税など市民サービスに欠かせないシステムを、全国一律の標準仕様にもとづき再構築し、国・自治体共通のクラウドサービスを利用する考え方が示されたことから、他のシステムを含めた本市のクラウド化の方向性と整合性を図るとともに、業務やシステムの見直しが必要です。

◆ 持続可能な業務執行体制の構築

アウトソーシングによる担い手の見直しが進むなか、研修などにより必要な知識・技術の継承が不可欠です。また、業務分担の適正化やバックアップ体制の確保、定年引上げに伴う組織体制づくりなど、持続可能な業務執行体制の構築が課題となっています。

3 主な関連計画

■ その他の関連計画

・官民データ活用推進計画

・行政手続等デジタル化推進計画

・業務執行体制の見直しに向けた今後の方向性について

・業務見直しガイドライン

・今後の超少子高齢社会に対応するための行政執行体制の在り方について

行政運営 3-1 安定的な財政運営の推進

1 取組項目

(1) 予算編成における収支均衡の維持

毎年度、歳入に見合った歳出規模を実現し、安定した財政基盤を確立します。

(2) 公債費の低減を図るための将来負担の抑制

公債費を低減させ安定した財政運営を行うため、投資的経費の調整などを通じ将来負担を抑制します。

(3) 基金残高の確保及び弾力的な活用

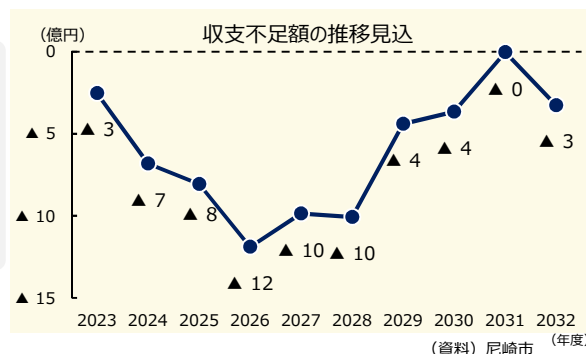
緊急的な財政需要に備えながら大規模な投資的事業や公債費の平準化に弾力的に基金を活用します。

2 現状と課題

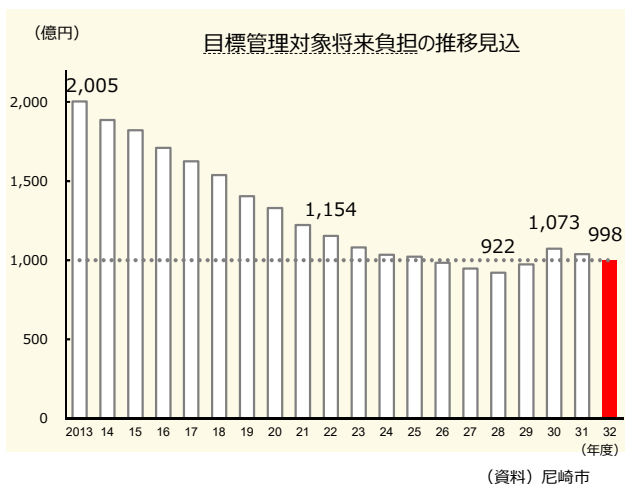
【現状（成果）】

● 令和9年度（2027年度）以降は収支不足が縮小傾向

高齢化の進行に伴い社会保障関係費のさらなる増加が見込まれる一方、高齢者人口の伸びが鈍化し、公債費が減少する見込みである令和9年度（2027年度）以降は、収支不足が縮小傾向になることが見込まれます。



【主な課題】



◆ 公債費の低減と平準化

増加する社会保障関係費に対応しつつ、長期的に安定した財政運営を行うためには、公債費の低減・平準化が必要であることから、令和12年度（2030年度）にかけて見込まれる新ごみ処理施設の整備に係る将来負担の増加を含めて、目標管理対象将来負担を抑制する必要があります。

◆ 日常的な事務事業の点検と見直しの徹底

事務事業が今日的視点から十分な効果を得られているかなどを常に確認し、PDCAサイクルにもとづいた事務事業のスクラップ&ビルドを徹底する必要があります。

◆ 基金の弾力的な活用と適正な残高の確保

主要3基金は、今後の大規模な投資的事業の実施や、公債費の平準化に係る財源として活用していく必要があるほか、予期せぬ経済不況や自然災害の発生など、緊急的な財政需要にも対応できるよう残高を確保していく必要があります。

3 主な関連計画

■ 分野別マスタープラン

財政運営方針 (予定) (令和5年度～令和14年度)

1 取組項目

(1) 「尼崎市債権管理条例」にもとづく適正な権限行使の徹底

督促状の送付など債権管理の基本的取組の徹底や、滞納抑制に必要な権限行使の徹底を図ります。

(2) 市税など強制徴収債権の取組

徴収体制の強化や、滞納事案への早期着手の徹底による収入未済額の抑制などに取り組みます。

(3) 非強制徴収債権（非強制徴収公債権及び私債権）の取組

弁護士法人などへの委託による債権回収業務の導入や、訴訟手続などが実施できる体制の強化を図ります。

2 現状と課題

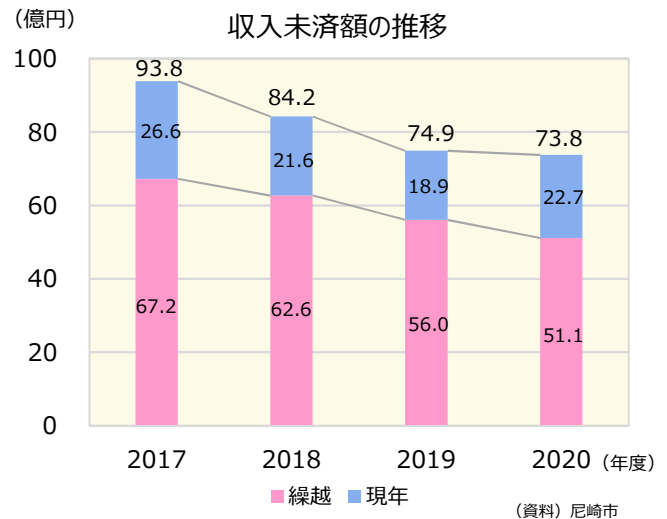
【現状（成果）】

● 「尼崎市債権管理条例」及び「債権管理推進計画」の策定

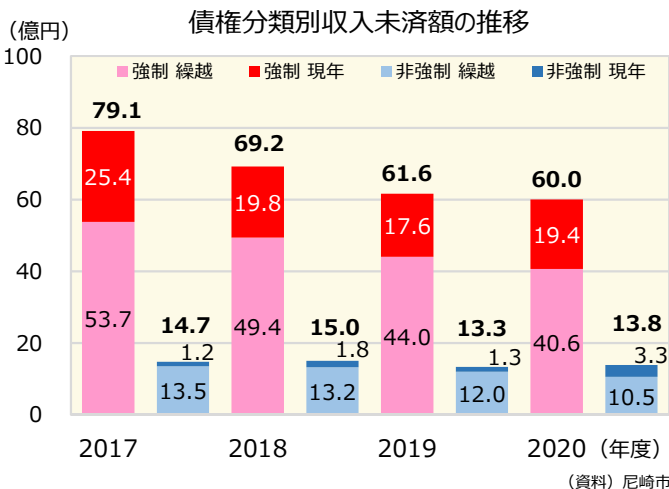
平成 30 年（2018 年）3 月に「尼崎市債権管理条例」を制定し、また、「債権管理推進計画」を定め、保有する債権の整理や取り組むべき事項とその目標数値を設定し、取組を進めています。その結果、市全体の収入未済額の状況として、平成 29 年度（2017 年度）と令和 2 年度（2020 年度）の比較では、約 21.4%（約 93.8 億円→約 73.8 億円）減少しています。

● 一定の成果がみられる市税徴収に係る取組

特に個人市民税の収入率は、市税徴収に係る滞納整理の取組優先順位の設定、進捗管理の徹底などにより、毎年度の目標を達成しているものの、類似都市と比較すると未だ低い収入率となっています。



【主な課題】



◆ 早期着手の徹底

市税を含めた強制徴収債権については、引き続き滞納整理の強化により、収入未済額を縮減するとともに、新規の滞納を発生させない現年分の取組にも注力する必要があります。

◆ より効率的・効果的な手法の検討

非強制徴収債権は、裁判所への支払督促手続や、議決を経た訴えの提起などを通じた強制執行が必要となり、債権管理において大きな負担となっていることが課題です。

3 主な関連計画

■ その他の関連計画

・債権管理推進計画

1 取組項目

(1) 「量の最適化」に向けた施設の再編

廃止・集約・複合化などによる再編の取組などにより、施設保有量の抑制を図ります。

(2) 「質の最適化」に向けた予防保全による施設の質の向上と長寿命化

これまでの事後保全から予防保全へと転換するとともに、施設機能の維持・向上を図ります。

(3) 「運営コストなどの最適化」に向けた効率的・効果的な運営

管理運営に係るコスト縮減やサービスの向上などについて検討し、運営コストなどの最適化を図ります。

2 現状と課題

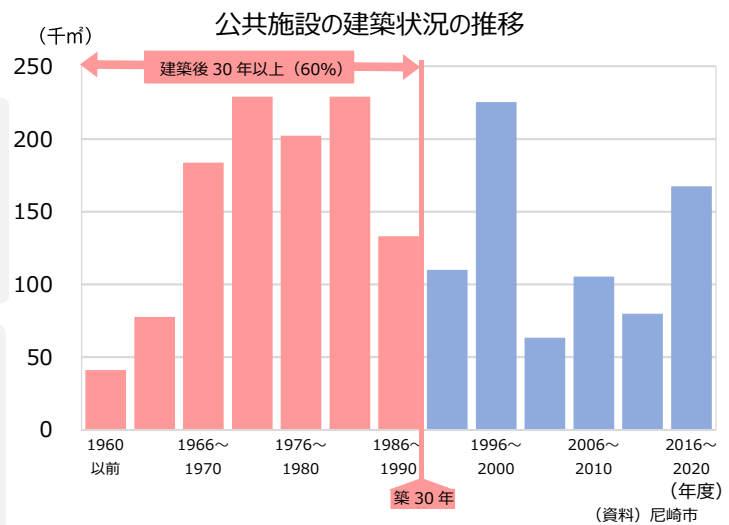
【現状（成果）】

● 「尼崎市公共施設マネジメント基本方針」の策定

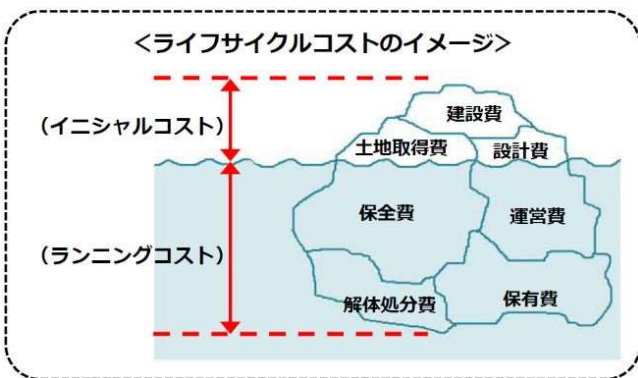
人口減少や少子化・高齢化、財政状況などを踏まえ、公共施設の量・質・運営コストなどの最適化をめざし、「尼崎市公共施設マネジメント基本方針」を平成 26 年度（2014 年度）に策定しています。

● 3つの方針にもとづくファシリティマネジメント

「尼崎市公共施設マネジメント基本方針」では「再編」「予防保全」「効率的・効果的な運営」の3つの方針を定めており、現在、その方針にもとづき、具体的な取組を進めているところです。



【主な課題】



◆ 取組の丁寧な推進

「再編」では取組の必要性や効果について、市民や利用者の理解がより一層深まるように努めながら、丁寧に取組を進める必要があります。

◆ 予防保全への転換

「予防保全」では、ライフサイクルコストの低減と脱炭素社会の実現を見据え、計画的な保全と省エネ化などを実施していく必要があります。

◆ 施設情報の一元化など効率的・効果的な運営

「効率的・効果的な運営」では、施設情報の一元化を図り、効率的でサービスの向上に資する事業手法の検討を進める必要があります。

■ その他の関連計画

尼崎市公共施設マネジメント基本方針 (平成 26 年度～令和 30 年度)

尼崎市公共施設等総合管理計画 (平成 28 年度～令和 7 年度)

・第 1 次尼崎市公共施設再編計画 (尼崎市公共施設マネジメント基本方針 1：再編)

・第 1 次尼崎市公共施設保全計画 (尼崎市公共施設マネジメント基本方針 2：予防保全)

・PPP/PFI 手法導入優先的検討方針

・公共建築物における木材利用促進に関する方針

(2) 内部統制の推進

市民の市政への信頼と満足度の向上に向け、組織としてのマネジメント体制を確立し、適法・適正かつ効率的・効果的な行政運営を実現するため、内部統制を推進します。

「尼崎市内部統制制度」は、既存の各分野における取組の検証手法を活用し、その分野ごとにリスク管理・評価を行うことでの「各マネジメント制度の機能向上」に加え、この機能向上に不可欠な「管理職のマネジメント力の向上」、「職員一人ひとりが自律的に考え、行動できる組織風土の醸成」についても取り組む本市独自の制度とします。

また、各種取組の検証内容や見直し結果については、「内部統制評価報告書」を作成し、公表することで、本市のマネジメントの仕組みの見える化を図ります。

(3) 都市間連携による行政サービスの質の向上

全国的に人口減少、少子化・高齢化が進むなか、行政サービスの質の向上に向けては、市の経営資源を強化するとともに、スケールメリットなどを生かした都市間連携による取組も重要です。

本市では、伊丹市との消防指令センターの共同運用や西宮市とのシステムの共同化に向けた取組など、兵庫県内や阪神間において連携の取組が進んでいます。また、市民の生活や社会経済活動が日常的に市域を超えて行われているなかで、隣接する4つの中核市（西宮市、尼崎市、豊中市、吹田市）による連携の取組である「NATS」など、府県をまたいだ連携の取組も進んでいます。

引き続き、兵庫県、中核市などのネットワークを活用するなど、必要に応じた連携を図りながら行政サービスの質の向上に取り組んでいきます。

